

改正

令和5年3月24日条例第21号

佐野市水と緑と万葉のまち景観条例

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続その他良好な景観の形成を推進するために必要な事項を定めることにより、本市の自然、歴史及び文化と調和した景観の形成を図り、もって快適で質の高い生活環境及び個性的で魅力ある地域社会を実現するとともに、地域固有の資産として良好な景観を次世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するため必要な施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させなければならない。

3 市は、公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成に先導的な役割を果たさなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、景観の形成に関する意識の啓発又は知識の習得に努めるとともに、良好な景観の形成に積極的に取り組むものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動が地域の景観の形成に重要な影響を及ぼすことを認識し、景観の形成に関する意識の啓発又は知識の習得に努めるとともに、事業活動を通じて、良好な景観の形成に積極的に取り組むものとする。

(国等に対する協力の要請)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

(景観計画の変更の手続)

第7条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を変更しようとするときは、あらかじめ、佐野市景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(景観形成重点エリア)

第8条 市長は、景観計画区域内において景観形成重点エリア（以下「重点エリア」という。）を指定し、重点的に地域の個性を生かした良好な景観の形成を図るものとする。

(添付図書)

第9条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条第2項第4号の条例で定める図書は、

景観計画に定められた景観形成基準についての対応を記載した書面その他規則で定める図書とする。

(届出を要しない行為)

第10条 重点エリアの区域内に係る法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 建築確認(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認をいう。)を要しない建築物の新築、増築、改築又は移転

(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(壁面及び屋根の合計面積の2分の1以下の変更を行うものに限る。)

(3) 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる要件を満たす工作物の新設、増築、改築又は移転

(4) 別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる要件を満たす工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(表面積の2分の1以下の変更を行うものに限る。)

(5) 土地の区域面積が1,000平方メートル以下である開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)

2 景観計画区域内(重点エリアの区域内を除く。)に係る法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 高さが10メートル以下であり、かつ、建築面積が1,000平方メートル以下である建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2) 別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる要件を満たす工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 土地の区域面積が1万平方メートル以下である開発行為

(勧告又は命令に関する手続)

第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、佐野市景観審議会の意見を聴くものとする。

(公表)

第12条 市長は、前条の勧告又は命令を受けた者がこれに従わないときは、その旨及び当該勧告又は命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該勧告又は命令を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、佐野市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為とする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続)

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、佐野市景観審議会の意見を聴くものとする。法第27条第2項又は法第35条第2項の規定による指定の解除をしようとするときも、同様とする。

(景観審議会)

第15条 市長の諮問機関として、良好な景観の形成を推進するため、佐野市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関する施策を推進する上で必要な事項

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体の推薦を受けた者

(3) 市民

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成24年4月30日までの間に着手する行為のうち、栃木県景観条例（平成15年栃木県条例第6号）第14条の規定により届出を要しないとされている行為については、法及びこの条例の規定にかかわらず、届出を要しない。

附 則（令和5年3月24日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐野市水と緑と万葉のまち景観条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に着手する行為について適用し、施行日前に着手した行為については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の第10条並びに別表第1及び別表第2の規定により景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出を要することとなる行為であって、施行日以後に着手するものに係る当該届出は、施行日前においても行うことができる。

別表第1（第10条関係）

区分	要件
柵、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.5メートル以下のもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが6メートル以下のもの
記念塔、電波塔その他これらに類するもの	高さが4メートル以下のもの
広告塔、広告板その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが8メートル以下のもの
彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さが4メートル以下のもの
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが6メートル以下のもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	
穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設	高さが8メートル以下のもの
外灯、照明灯その他これらに類するもの	高さが1.8メートル以下のもの
自動販売機その他これに類するもの	
太陽光発電設備その他これに類するもの	建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するもの

別表第2（第10条関係）

区分	規模
柵、塀、垣（生け垣を除く。）、擁壁その他これらに類するもの	高さが5メートル以下のもの
煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さが10メートル以下のもの
記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
広告塔、広告板その他これらに類するもの	
彫像、記念碑その他これらに類するもの	
電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが15メートル以下のもの
鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが10メートル以下で、かつ、築造面積が1,000平方メートル以下のもの
観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等の遊戯施設	
アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等の製造施設	
ガス、石油製品、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 自動車車庫の用に供する施設	
汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの	
太陽光発電設備その他これに類するもの	建築物の屋根、壁面若しくは屋上に設置するもの又は土地に自立して設置するものであって高さが4メートル以下で、かつ、事業区域面積が500平方メートル以下のもの